

会報誌 有縁千里

うえんせんり Vol.22

今回の特集

- ・第3回有縁会「相続を争族としないために」
- ・お悔やみ欄のカラクリ
- ・エンゼルメイク講習会
- ・本のプレゼント



携帯 QR コード

今

から二十数年前、社会人になりたての新入社員歓迎会で、友人は先輩にこう言われた。「人生で一番大事なことはバランスとタイミングやで。」

哲学科倫理学専攻という、この世で一番役に立たない？学問をした彼は、「そんなことあらへん。もっと大事なものがある」と、先輩にのたまうた。彼からその話を聞かされた僕も、「そうやそうや」と同調した。その夜は「人生で一番大事なことを着に盛り上がったのは言うまでもない。」

あれから幾星霜、バランスとタイミングが大事なことかどうかはともかく、それらを欠く言動を繰り返してきた二人には、「人生こんなはずではなかった」と、思うことばかり…

インドでは中道、中国では中庸、日本では塩梅？と、古今東西の先人たちは、バランスを取ることの大切さを示してくれている。また、タイミングという間合いも、それぞれの国の武術を見れば、明らかに重要な要素である。

ここに来て、バランスとタイミングの重要性を、ようやく身にしみて感じている。しかし、それでも、それらが「一番」だとは…。そんなことだから、人生の予定と現実に乖離があるのだから。

若き日に思った「もっと大事なもの」が何であったか、今ではよく思い出せないが、「そんなはずではなかった人生」を過ごしながらも、その大事なものを、未だに探している。懲りないなあ、呆れてしまう。

■ 第三回有縁会

前田欣也

相続を争族としないために

※当日（六月二十日）は前田先生オリジナルテキストを配布しての講演でしたので文章中に読み上げたページが入っておりますが、そのまま掲載いたしました。なお、テキストご希望の方は、若干ございますのでご連絡ください。

私の話は法律の話ですが、相続の話も、させてもらいます。法律の話って、難しくなりがちですけど、出来る限りわかりやすくお話し出来るように、頑張らせて頂きますので、どうぞ皆さん、耳を傾けて下さい。



不要の方はお手数ですが下記迄ご連絡ください。今後一切送付しないよう致します。TEL 079-662-5909

ここに緑の冊子を差上げております。今日のテーマは、テキストの通り、「相続を争続としない為に」というお話です。ちなみにこのテキストですけど保存版だから頑張って作らなあかんという事で、10ページまでございます。最後は私の略歴なんですけど、それに続きまして、相続放棄の申請書っていう、家庭裁判所に出す書面とか、遺産分割の調停申し立て書とかこういった資料も入っています。

まずテキストの1ページからお話をしていきます。相続には何故そういう制度があるのかということなんです。

人間はいつか必ず死にます。万人共通です。しかし、誰でも自分の死という事は考えたくないのです。そして、あまり死については大っぴらに話題にする事とはできない雰囲気があるわけですよ。ですから、死によって始まる法律である相続もセツトで、考えたくないという事になりまます。周りもあんな死ぬからびびるんですかと言出しにくいという事があります。結構大事な一大事なんですけどもね、相続というのは。ですから準備不足ということになってしまふ。という事でそのことが相続を争う、遺族が争うという形にな

ってしまう一番大きな原因です。

例えば、ネー家族で来週旅行に行くつもりです。楽しみやなーっていうだけでなくて、飛行機のチケットを手配するとか宿の予約をするとかします。そうでないと、飛行機に乗れなかったとか宿の当てが外れたとか、踏んだり蹴ったりになってしまふ。

実は相続っていうのも、絶対に自分とか家族にやってくるという意味合いでは予定です。その予定をきちんとすすめていて予習しておかないと、色々起ります。相続っていうのは大概の場合は全く初めてという事に対してぶっつけ本番で臨んでしまいます。

だからどうしたらいいのかという不安から始まって、葬儀で非常に疲れてしまつても悲しいわけだし。それらが重なり感情的にぶっかかりたりしてトラブルになってしまつことも多いわけです。それで、争う道具にしない為には次のことが大事になります。

1ページの5行目をみていただきたいのですが、まずは相続の正しい知識を持ちま

しょう。知識を持った上で、自分が亡くなった後に残る家族のことを思ってください。残された遺族は故人のお気持ちに想いを寄せてください。こういう心構えで、争いが起こらないように準備をしましょう。そして残された遺族は円満な相続を目指す工夫をしましょう。

実はね、こういう話は難しい話でもなんでもないんですよ。これが大事ですよって、今日一番私がお話したいことはこれなんです。

法律上、相続という形で財産が引き継がれていくのはなぜか、三つの理由があります。

- ①遺族の生活保障。
- ②亡くなった人に対する生前の家族の貢献に報いる。
- ③生前に取引のあった人を守る。と、この三つが亡くなった人の財産を遺族が引き継いでいく理由です。

初めに、いつから相続が始まり、どんな財産を受け取るのか？相続って言うのは死亡した瞬間に始まっていきます。原則としては亡くなった被相続人の持っていたプラスの財産もマイナスの財産も一切の権利と

次に2番です。相続には遺言がない場合は、民法に、誰が被相続人で誰が相続人になって何割相続するのか書いてあり、その通りにしていく法定相続と、遺言書がある場合にそれを尊重してわけるといふ遺言状相続というのがあります。

次三番ですけど、相続人になれる家族は誰かということ。まずは配偶者です。夫と妻は、きちんと法律上婚姻届を出している配偶者が相続人になるということ、いわゆる内縁の夫とか内縁の妻は民法上相続人にはならないといわれます。配偶者以外で言いますと、テキストの三番の①から③の優先順位で相続になっていきます。

次に、相続財産に含まれるものとして、プラスの財産的価値があるものはすべて相続の対象になるということです。

土地・建物・現金・預貯金とか金銭の信託、有価証券とか不動産です。ようするに家具とか什器。自動車。絵画。宝石貴金属とか、人によってはミンクの毛皮のコートとかも、そういうものも相続の対象になってきます。



今度はマイナスです。マイナスの財産、借金です。住宅ローン、亡くなったお父さんが他人の保証人になっていましたという保証債務っていうのもマイナスなんですけれども、やはり引き継がれていきます。

したがって、亡くなったお父さんがすごい借金があったという場合は、これからお話しする相続の放棄っていったような手続きをとらないと、払いきれない借金も引き継いで相続してしまうことになるので注意が必要です。

これらプラスもマイナスも全部原則としては相続財産になるんだけど、相続財産に含まれないものとして祭祀財産があります。

墓地・墓石位牌や仏像仏壇などの祭具のことです。それから生命保険金とか遺族年金とか死亡退職金っていうのは相続とはちょっと別格で考えて下さい。

例えば生命保険、私が死んだら家内が受取人で生命保険金が入るわけですがこれは家内が受取人になるっていう保険契約を結んでいる。死んだら貰うよって言う契約なんで相続とは違います。

それから香典とか弔慰金ってのは、亡くなった故人の供養のために皆の助け合いという形で、これは法律面からいうと喪主に対する贈与です。葬儀の費用とか諸々のお返し、本人の供養のために使っているお金で相続分には含まれません。

次は相続するかどうかは相続人の自由ということ。一般には単純承認といまして権利も義務も相続できますというのがほとんどです。

その次に限定承認。故人にプラスの財産もあるんだけど借金もある。ちゃんと金額が分かっていたらいいけど、どうも借金が若干ちょっとプラスかな、すぐには分からない場合は、プラスの財産の範囲で相続する仕方があるんです。

限定承認は、財産をきちんと評価して手続する必要があるんで、勝手に自分だけではできません。相続人全員が揃って家庭裁判所に行って手続きをします。

次に相続放棄。この放棄ってのは、借金をして亡くなった人が限定承認の場合と違ってどうみても借金のほうが多い、こういうときは相続放棄する方がいいです。

ちなみに相続放棄っていうのは難しいことでもなんでもなくて相続放棄の申述書っていうのがあります。書き込み式なんですよ。ここに放棄しますって名前を書いて借金これだけありましたから放棄します。で、亡くなった人と自分の戸籍謄本つけて裁判所に持っていけばいいんです。家庭裁判所は親切に色々な事に相談に乗ってくれる所です。

次は六番。法定相続の割合っていう話ですが、これは相続人の組み合わせによって割合が違うということです。

七番、生前に財産を買っておる人の相続分はどうなのか。

生前に兄はマンションを買ってもらった。私は何も買っていない。法律上は、生前子供が住宅資金や商売をするうえで営業資金を出してもらった場合、生前贈与を受けた場合、これを特別受益といいますが、これを一旦実際の相続財産に戻して計算をします。各人の相続分を計算し清算する形になります。その計算の仕方を四ページにのせております。

八番目、亡くなった人に特別尽くした人がいる場合です。それは事業を手伝って財産を増やしました、懸命に介護しました、貢献があった。

こういう場合は寄与分という評価して優先的に分配する仕組みになっています。

九番目、故人の預貯金は凍結されてしまう。金融機関は病院や役所、地域から死亡の確認をしていきます。確認できたら口座名義人が死亡したことになります。その人の口座を取引停止にします。口座のロックとよんでいます。

でも、どうしてもと言う場合には金融機関に相談して引き出すことが出来ます。そのときは個人と相続人の戸籍謄本相続人全員の印鑑証明書をつけて代表で登録するという手間がかかります。だから遺族のほうでも一時的に葬儀費用を立替えるようにしたほうが無難です。

次に口座ですが葬儀の後にしなくてはいけない手続きですごく多いんです。

世帯主の変更、電気ガス水道料金、電話代の契約者名義変更なんかも書いておきました。

亡くなった人が世帯主になっていると、住民票とか出なくなってしまうんです。世帯主の変更は十四日以内です。口座がロックされると公共料金などの引き落としもそのための入金も出来ません。不払いということになってしまいますね。

年金や健康保険等の資格損失や保険証の返納なども含めると、することは沢山あります。

経験された方はお分かりかと思いますが、手間暇が大変なんです。実際にこういった手続きを遺族の誰かに押し付けてしまうということになると、兄弟間のしりが残ってしまうケースが多い。

何でこんな、面倒くさい手続きを俺だけが会社休んでせねばならないのか、兄貴は放たらかしやないか。みたいな事から始まって、相続の争いに発展していくこともあるんです。

だから出来る限り、遺族が協力してお互いの負担を軽くするよう、心配りして進めていくことが大事なんです。たとえ遺族の一人に任せないといけないということになっても、その人に皆でねぎらいの言葉を掛けてあげるとか、その負担については遺産分けするときに一定の謝礼をのせるとか、そういう配慮が必要だと思います。

相続税を納付するというケースであれば、故人が亡くなってから十カ月以内で申告する必要があります。実際にはすべての相続のケースの中で相続税の申告納付が一度になるというケースはそれほど多くはありません。

最後の十番は相続税の基礎控除額です。相続の計算というのは一律5000万円+1000万円×相続人の人数という基礎控除額というのがあるんですよ。例えば妻と子供二人が残された遺族とすれば合計三人ですから5000万円+30000万で計8000万ですからこの基礎控除があります。相続財産の評価額が8000万を上回らない限りは申告する必要はない。今の民法で相続税を納付しているのは数パーセントですね。

それでは自分の死後に争族としない目なんです。遺言があればトラブルは未然に防げる。

もめる原因は亡くなった人の思いがきちんと伝わっていないのが大きな原因なんです。それを書いておくのが遺言です。是非遺言を書いて下さい。

色々なケースがありますが相続人に不和が生じることを防ぎたい場合にはとにかく書いておくべきですよ。愛人との間に認知しない子供がいるときには認知しませて書けるんです。

遺言の内容はいつでも変更できます。いっぱい書いても変更できますし、一番新しい日付のが、遺言になります。

何を書くのかといいますと、その内容が法律上の効果を持つていること。これが遺言の原則なんです。でもそれだけじゃないです。

遺言には自分の気持ちを書くことが大切です。自分の気持ちを書くことで何故こんな風に財産を分けていくのか、そういう理由を書くことで遺族が亡くなった人の心情を理解していくことが出来、その決意を尊重する気持ちが生まれてくることが多いです。

自分の死後に遺族の円満な関係を願う気持ちについてのをはっきり言葉にして書面に示すことで、やはり遺言にはこういった内容を遺族の心に語りかけるように自分なりの文章で書く。したためると本当にいいですね。

実際に遺言を書く場合には、

① 公正証書による場合

② の自筆証書の遺言のいずれかによる

場合が一般的なんです。

公正証書とかの説明については6ページの一冊下に書いておきました。7ページには自筆証書の遺言について書きました。

この7ページの遺言者の前田欣也は私なんです。私は毎年正月元旦には遺言書を書き換えるように自分です。

このように遺言の執行者を決めておきますと、不動産相続の時も家内は一人で土地建物の相続をすぐに行えます。

私事で恐縮なんです。私も今から8年前ですが、四十歳の時に本厄で大病しまして、先程成亥先生のあの世に行ったことあります。かかって質問されていましたけど、行きかけていたんですよ。お腹の中こそ三回くらい手術しまして、今でこそ元気に話をしていますがそのときは体力もなくなっていました。医者にもあかんと違つかと言われてたんですが、家族やお医者さん、病院の方のおかげで生きながらえることが出来ました。

私にとっても、毎日感謝感謝というかそういう心持ちなんです。だから仕事の面でもその知り合いになった方とは誠実に向き合っていきたいなと常々思っているのと、今度本当に死ぬ時に悔いが残らないようにという事で、私は法律の勉強をする事が出来ました。出来ることはきちんとやっておこう。自分の書くべきことはきちんと書いておこう。

とこの事で皆さんに毎年書けとは言いません。だけれどこういう事柄を心掛けて書いておかないと、実際のところ一言書いてあったからそれで揉め事が起こらなかつたという例もありますので。

最後にTです。遺族が円満に相続をするために遺産分割協議とは相続人全員が参加して話し合って決めていきます。

実際には全員の合意があれば民法でいう所の相続分の違うわけ方をするのも自由です。遺言書がある場合にはその通りにする事が原則なんです。皆で「わかったと、兄ちゃんにはこんだけ取って貰いたい」「次男にはこんだけいるよろ」と、遺言とは若干違った中身に変えることも出来ます。相続人全員が合意すれば出来ます。

協議する上では次に申し上げる事柄に注意して話し合いをして下さい。まず相続人の心構えを一同でまずは確認しましょう。それから話し合いに入ります。皆で確認していこう。次に話し合いのまとめ役を決めて欲しいんですね。専門家にアドバイザーに入ってもらってもいいんですが、長男とかまとめ役を決めていただきます。

遺産目録といまして財産の一覧表、何があるのかなというのを全員で共有する。情報を共有する。全部をオープンにすることが大事なんです。

それで、スケジュールを確認していった、話し合いの席では必ず確認したいことはメモでもいいですから議事録という形にしていきましょう。

一旦決めたことは、その前提に次に話をしていくことが必要ですね。次に合意に達しましたら遺産分割協議の内容を書面にします。それが遺産分割協議書といわれるものなんです。その作り方の注意点も書いておきました。これは自筆の遺言と違ってパソコンで作成したってかまいません。

ただ誰がどの財産を相続するのかを明確にしておくこと。財産の表示については登録簿通りに正確に書かないと、移転登記の時にちょっと困る。

9ページの2番にあります。どうしても協議が出来ない時もあるんですよ。その時は家庭裁判所に行きましょう。

遺産分割協議って全員の納得というのが大切なんですけれども、遺族それぞれの思いが異なって感情的な対立が生じてしまうケースもあります。

そういう時は相手方の住所を管轄する家庭裁判所で遺産分割調停を行うといいですよ。家庭裁判所は地方裁判所と違って非常に親身になって世話をしてくれます。調停という事で調停委員の先生方が多くの話し合いをサポートしてくれるという中で、もつれていた感情の対立が解きほぐされて合意に到るケースも多いです。

今日は基礎的な法律の知識として自分と遺族の相続に対する準備、それから心構えは大切ですよということをお話させて頂きました。どうか皆さんご参考になさってください。

■お悔み欄のカラクリ

出張で各地を訪れ地方新聞を開くと、その紙面に土地の雰囲気や垣間見えます。おくやみ欄もその一つです。

松江の地方紙である「山陰中央新報」には、故人の氏名・年齢のほか、住所番地まで掲載されています。新聞社に問い合わせたところ、弔電への利便性のためだそうです。市役所に届けをだした時に、掲載の希望を確認し、市役所から新聞社に連絡します。島根・鳥取で届出のあった死亡者で掲載拒否した方以外のほぼすべてが、掲載されます。

広島「中国新聞」のおくやみ欄には、故人の住所氏名年齢のほか、喪主名や葬儀会館名まで掲載されています。ただ、こちらは希望者のみの掲載で、葬儀社を通して新聞社に申し込みます。掲載は無料ですが、三百万近くの人口を抱える県としては、びっくりするほど少ない人数の掲載です。

金沢の「北国新聞」のおくやみ欄掲載は、故人の家族が掲載希望を葬儀社へ伝え、葬儀社より新聞社へFAXで連絡されます。家族が直接新聞社に申し込んでも受け付けてもらえません。

また、同じく金沢の「北陸中日新聞」では、掲載希望者は、市役所や葬儀社を通して新聞社へ連絡します。紙面には、故人名・死亡日・年齢・自宅住所番地・葬儀日時・葬儀会館名・喪主名は勿論、遺族のコメントまで掲載されています。ただ、同じ中日新聞系でも、名古屋や東京などの大都市部の紙面には、おくやみ欄はありません。

京阪神の各紙にもおくやみ欄はありません。事情に詳しい葬祭コンサルタントの話では、おくやみ欄に掲載されることにより、葬儀による留守宅が明らかにになり、治安上問題があるので、掲載されないそうです。

それでは、但馬はどのようなシステムなのでしょうか。基本的には次のようなシステムです。市役所の窓口で死亡診断書を提出し、死亡届と火葬許可の手続きを行うときに、係りの方から、新聞掲載について聞かれます。故人の氏名を新聞に掲載することを承諾した場合は、新聞に氏名が掲載されます。市役所は夕方だいたい十六時半をめぐりに、掲載を承諾された方の氏名・年齢・地区名を、FAXで各新聞社支局に送信します。そうすると翌日の朝刊に掲載されます。届出の時間帯が遅くなったり、週末や祝日の届出の場合は、一日遅れての掲載になったりします。新聞社によっては故人宅に氏名や年齢の確

認の電話を掛けるところもあります。また、地区名も大字で掲載する新聞社もあれば、行政区単位で掲載するところもあります。さらに、番地まで掲載している新聞社もあります。

弊社の場合、市役所への届出は私共が代行する場合がございます。窓口での手続きに慣れて上、時間調整への対応も、ご家族よりも慣れてる私共のほうが速やかにできるからです。

最近家族葬を希望される方などは、非掲載を希望されることが少なくありません。詳しく統計はとっておりませんが、一五〜二五%前後の方が、非掲載かと思われます。

個人情報に対する感覚の違いが、地方新聞の紙面に表れているのかも知れません。弊社では現在プライバシーマーク（Pマーク）取得の手続きを行っておりますが、お葬式の情報は、社会に知らしめる部分と保護しなければならぬ部分とがあります。これからは情報の取り扱いには慎重になる機会が増加すると思われま



九月二七日、湯濯士の方を講師に招き、エンゼルメイク（死化粧）の基礎と実践講習を行いました。当日は参加者三十名あまり、地元の看護師さんを中心にご参加いただきました。

「エンゼルメイク」とは、亡くなったかたの最期の顔を大切なものと考えた上で、その人らしい装いや容貌に整えるケア全般のことです。さらに言えば、亡くなった後、医療器材などを外して自然な寝姿へと支度し、お化粧等を施すことにより、生前のようなお姿になっていただくことです。最近では「おくりびと」の映画により、以前より身近になっていきます。

前半は、死後の変化と対処法について、後半は講師による黄痘の方を想定したエンゼルメイク実演。そして参加者の方にも実際に人形の顔を使ってエンゼルメイクをしてもらいました。皆さん講師の先生の講義にメモを取りながら、そして積極的に質問をされておられました。

病院で臨終を迎える人は、一九五〇年代はじめには約一割でした。現在はおよそ九割となっています。日本人が臨終を迎える場所は、自宅から病院へと移り、それにもなつて、ご自宅でご家族の手によってなされたことが、今では病院、または葬祭業

第4回有縁会 ～エンゼルメイク講習会～

者が行うようになりました。

故人と私たち葬祭業者は、多くの場合、亡くなられてからのかわりしかありません。ご家族にとって、死を迎えるまでの時間や、死にゆく様、死に顔というのは大変インパクトの強い思い出になります。苦しんだままの表情で逝ってしまったなら、どんな気持ちで死を受け止めるのでしょうか。最後の表情が穏やかであったなら、少しは悲しみや苦しみや和らぐのではないのでしょうか。講演会に参加されている皆さんは、皆そつうい思いのようでした。

私たちには、ご遺体に対する畏怖の念、しかし亡くなった肉親を生きている人のように扱ってほしいという思いがあります。生前の手立てはこれでよかつたのだろうか、あれもしてやればよかつたか、何かしら後悔の念が残ります。その時に、最期のお顔が少しでも穏やかであったなら、悲しみや苦しみや少しは和らぐのではないのでしょうか。それが、エンゼルケア（死後の処置）なのだと思ひました。そういった意味でも、医療関係者と私たち葬祭業者が一緒に勉強する機会が持てたことは大変よかつたと思ひます。（た）

千野栄一

「ビールと古本のプラハ」白水社 九四五円

生ビールは一年中、六度の温度を保つ地下室で、樽を数日静かに寝かせる。新しい樽を開けたら、最初の二十杯は捨てる。そしてジョッキを回すように静かに一気に注ぐ。これがうまいビールの飲み方。さらに言えば、樽を貯蔵するのは地下室へ下りる階段の七段目が一番いい温度。六段目では温かいし、八段目だともう冷えずぎらしい。さすがにビール個人消費量世界一の国である。こんな話を聞かされると、居ても立ってもおれなくなる。ビール飲みにはたまらない本である。ピロード革命という無血革命を成し遂げた民族は、ビールの飲み方も違う。チェコの文化も歴史も言葉も知らないけど、この街で古本を肴に飲むビールは、格別なのだろうと思わせてしまう本である。

抽選で三名様へこの本をプレゼントします 締切十一月末

静夜思

前号で第五回有縁会「小西達也コンサート」の日付を間違えていました。正しいのは十一月二十二日です。

この「有縁千里」は二〇〇四年十一月六日に創刊号を発行しました（いみじくもそれは私の十六回目の結婚記念日でした）。それから五年、二二号を数えるまでになりました。ここまですべては本人も想定外です。最初は恐る恐るの発行でした。総すかんを食らうのではないかと、びくびくして送りました。ここまで続いたのは、読んでいただけの皆様のお陰です。ありがとうございます。これからも、あんまり力を込めず力を抜かず、てくてくと続けられたらと、思っております。